

令和7年度 法務省 行政事業レビュー公開プロセス

第1 日 時 令和7年6月16日（月） 自 午前10時00分
至 午前11時52分

第2 場 所 法務省地下1階大会議室

第3 議 事 （次のとおり）

会計課長 これより令和7年度法務省行政事業レビューの公開プロセスを開催いたします。

進行役の法務省大臣官房会計課長の村松でございます。行政事業レビュー推進チームの副統括責任者を務めております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは初めに、行政事業レビュー推進チーム統括責任者であります大臣官房長の佐藤から御挨拶をさせていただきます。

官房長 法務省大臣官房長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。外部有識者の皆様方におかれましては、御多忙の中、当省の行政事業レビュー公開プロセスに御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の公開プロセスでは、外部有識者の皆様方に当省の事業の点検をしていただくこととしておりますけれども、無駄の削減のみならず、同じ予算で多くの成果を引き出す工夫はないかといった観点から、事業の効果をより高めるための見直しを行う大変重要な機会であると考えております。今回の公開プロセスの対象として取り上げる事業につきましては、事業の在り方や予算の執行に関しまして皆様方から率直な御意見・御提言を頂きまして、今後の予算要求に向けての検討に活用していく所存でございますので、本日はどうか活発な御議論をお願いいたします。

簡単ではございますが、以上をもちまして私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会計課長 それでは、本日御審議をいただきます外部有識者の委員の皆様方を御紹介差し上げます。五十音順で紹介をさせていただきます。

まず、上村敏之委員でいらっしゃいます。

上村委員 よろしくお願いします。

会計課長 大屋雄裕委員でいらっしゃいます。

大屋委員 大屋です。よろしくお願いいたします。

会計課長 坂井知倫委員でいらっしゃいます。

坂井委員 坂井です。よろしくお願いいたします。

会計課長 佐藤主光委員でいらっしゃいます。

佐藤委員 よろしくお願いいたします。

会計課長 竹澤香織委員でいらっしゃいます。

竹澤委員 よろしくお願いいたします。

会計課長 堀川義一委員でいらっしゃいます。

堀川委員 堀川です。よろしくお願いいたします。

会計課長 なお、本日の取りまとめ役につきましては竹澤委員にお願いをしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、審議の流れについて御説明をいたします。まず、事業の概要につきまして担当部局から説明をさせていただきます。続いて、想定される論点につきまして私の方から説明をさせていただきます。その後、50分程度を予定しておりますが、質疑等の御審議をいただきたいと思います。委員の皆様にはコメントシートに御意見を御記入いただきまして、竹澤委員から取りまとめのコメント案を提示していただきます。その上で、その取りまとめコメント案に

基づきまして委員の皆様で御議論いただいた上で、竹澤委員に必要な御修正をいただきまして、最終的な取りまとめコメントを公表いただくという流れを予定しております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速審議の方に入りたいと思います。人権擁護委員活動の実施事業、これが、本日の行政事業レビュー公開プロセスの対象でございます。所管をいたします人権擁護局から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

説明者（人権擁護局） 法務省人権擁護局でございます。人権擁護委員活動の実施について、補足資料を用いて御説明をいたします。

まず、補足資料1ページを御覧ください。法務省では図の左側のとおり、法務省とその地方支分部局である法務局、地方法務局及びその支局において人権擁護事務を取り扱っております。また、図の右側のとおり、人権の擁護は官と民とが一体となって活動することが望ましいとの観点から、人権擁護委員の制度が設けられ、全国で約1万4,000人の委員が法務局の支局ごとに協議会を、都道府県又は全国の単位で連合会を組織し、法務局と協議の上、区域ごとの活動方針を定めて活動しているところでございます。このように法務省、法務局と人権擁護委員とは一体となって人権を擁護する活動を行っており、これら全体を法務省の人権擁護機関と称しております。

続いて、資料2ページを御覧ください。法務省の人権擁護機関では、資料に記載しているとおり人権啓発活動、人権相談活動、調査・救済活動の三つの活動を行っております。

続いて、3ページを御覧ください。人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受けた民間ボランティアです。人権擁護委員制度は、全国的に均質な活動の実施やサービスの提供ができるという国の機関の長所と、地域の実情に応じた活動、住民に身近な活動を実施できるという人権擁護委員の長所をそれぞれいかし、互いに補完し合って人権擁護活動を展開しております。

続いて、資料4ページを御覧ください。人権擁護委員の委嘱に関する手続については、人権擁護委員法の規定に基づき行われております。まず、1のとおり、法務局長から市町村長に候補者の推薦を依頼し、これを受けた市町村長は、地域の中で人権擁護委員にふさわしい候補者を選び、2のとおり、議会の意見を求めた上で、4のとおり、法務局に候補者として推薦します。その後、法務局長等は、5のとおり、弁護士会及び人権擁護委員連合会に意見を求めた上で法務大臣に上申し、最終的に法務大臣が人権擁護委員の委嘱をいたします。

続いて、資料5ページを御覧ください。人権擁護委員に対する基本的な研修として、初めて委嘱された人権擁護委員に対する委嘱時研修を始め、委嘱から一定期間を経過するごとに第一次研修、第二次研修、第三次研修を実施しております。また、基本的な研修以外にも、委員活動等において中心的役割を担う立場にある人権擁護委員を対象とした人権擁護委員指導者養成研修などの研修を法務省等で実施しているほか、委員組織体においても自主研修として、様々な人権課題に関する研修を実施しております。

続いて、資料6ページを御覧ください。人権擁護委員は法務局職員と連携、協力しながら、特に人権啓発活動と人権相談活動で御活躍いただいております。このうち人権啓発活動については資料7ページを御覧ください。写真左上のとおり、人権擁護委員等が小中学校等に出向いて実施する研修型の啓発活動である人権教室のほか、体験学習型の人権の花運動、スポーツチームや携帯電話会社を始めとした民間企業など様々な団体と連携した啓発活動なども実施しています。

続いて、人権相談活動について御説明いたします。資料８ページを御覧ください。まず、人権に関する悩みを抱える人にとって法務局が相談できる場所であることを知ってもらうため、人権擁護委員による人権啓発活動等の様々な機会を捉えて相談窓口の周知を行っております。例えば、年間で約１万７，０００回行っている人権教室や、小中学生の全ての児童生徒を対象に約１，２００万枚を配布しているこどもの人権ＳＯＳミニレターの配布の機会などは、人権擁護委員による窓口周知活動の代表的なものでございます。

次に、資料９ページを御覧ください。右側のグラフは、法務局が実施している人権相談の方法の認知度について年代別に推移を比較したのですが、１０代の認知度が最も高いことが特徴として挙げられ、左下の枠内に記載していますとおり、聞いたことがある気がするを含めると、１０代の認知度は約６５％となっております。この結果は、人権擁護委員が各種啓発活動等を通じて小中学生に対して地道に相談窓口の周知を行っている結果であると考えております。

次に、資料１０ページを御覧ください。人権相談については、様々な状況や環境にある方にとって相談しやすいように、面談、電話、手紙、チャットなど様々な相談ツールを活用して人権相談を行っております。

続いて、昨今の人権課題の状況について御説明いたします。資料１１ページと１２ページを御覧ください。ＳＮＳ上のいじめなど周囲から認知され難いいじめの存在や、地域社会や家庭環境の変化による子供の見守り機会の減少により生ずる児童虐待被害など、子供を取り巻く状況は依然として深刻であり、学校におけるいじめの認知件数、児童相談所における児童虐待相談対応件数、小中高生の自殺者数は、いずれも直近の統計で過去最多を記録しております。

資料１３ページを御覧ください。資料には、いじめの定義の複数回にわたる変遷、性的マイノリティに関する法律の施行、ハラスメント防止対策の強化に関する所管省庁の資料を掲載しておりますが、これらは、社会状況の変化によって人権問題の捉え方が変化し、これまで人権問題とされていなかった事柄でも、現在では人権問題になる場合もあること、かつては嫌だと思って精神的な苦痛を感じていても我慢するしかなかった問題が、声を上げて救済を求められる問題に変化していることを示すものであると言えます。

続いて、資料１４ページを御覧ください。今、御説明した人権問題の捉え方の変化に関して、全国人権擁護委員連合会会長も「昨日の常識は今日の非常識ということも起こり得ます。人権の学びに終わりはありません。」といったメッセージを発信されており、人権擁護委員の活動においても、社会状況の変化に対応し、自分の知識が世の中の非常識になっていないかを確認しながら対応することが重要となっております。

次に、資料１５ページを御覧ください。こちらは社会状況の変化への対応として、今後人権擁護委員が中心となって進めていくことを予定している取組の資料となります。近年、地域社会における人と人とのつながりが希薄化していることが現代社会が直面する重要な課題として挙げられ、その解決策の一つとして、地域における住民や関係機関、民間団体等の連携の重要性が指摘されております。その中でも、とりわけこども、若者にターゲットを絞った取組として、文部科学省では社会教育法に基づく地域学校協働活動が進められ、こども家庭庁では、「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」が進められております。法務省の人権擁護機関の活動においても、地域に根付いた活動をしている人権擁護委員が、その特性をいかしつつ、これらの地域の支援基盤と連携した活動を実施していこうとするのが今回の取組であり、活動に

要する予算も令和7年度から認められております。

資料16ページを御覧ください。今、御説明したこども・若者を守る地域の支援基盤との連携強化の取組については、新聞各紙でも取り上げられるなど注目を集めており、早期に始められるよう取組の進め方について関係省庁と調整しているところでございます。

説明は以上でございます。

会計課長 ありがとうございます。

それでは続きまして、想定される論点等につきまして私の方から説明をさせていただきます。配布資料36ページ、最後のページになりますけれども、論点等整理シートを御覧いただければと思います。

近年、我が国におきましては、いじめ、児童虐待等のこどもに関する人権問題や、インターネット上の誹謗中傷等の問題が大きな社会問題となっております。全国各地において、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が地域に密着して人権相談や人権啓発活動を精力的に行っているところですが、地域社会における人と人とのつながりが希薄化していることなど、社会情勢が変化していることに加え、人々の人権侵害の捉え方が変化するなどしております。このような中、地域の中で人権尊重思想を広め、地域住民の人権が侵害されないように配慮することを使命とする人権擁護委員の行う人権擁護活動については、その在り方を改めて検討する必要があります。そのため、人権擁護委員の活動に関し、次の2点が論点となり得ると考えております。

1点目は、地域社会における人と人とのつながりの希薄化に対して、地域学校協働活動が推進されるなど地域連携の重要性が増している中で、地域に密着して活動する人権擁護委員の特性をいかした、より効果的な啓発手法の実施方策はないかといった点が挙げられると考えております。

また、2点目として、社会状況が大きく変化し、人々の人権侵害の捉え方が変わっていく中で、自己の悩みが救済を受けられる人権問題であると気づき、相談に行くきっかけになるような人権相談窓口の周知広報の在り方について、どのようなことが考えられるかといった点も検討の必要があるかと考えられます。

私からの説明は以上でございます。

それでは早速、御審議の方をお願いしたいと思います。御発言される際には、会場にお越しの委員の皆様には挙手でお知らせいただければと思います。また、ウェブ参加の皆様には挙手ボタンにてお知らせをいただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、上村委員、よろしく願いいたします。

上村委員 関西学院大学の上村です。先日、人権擁護委員の方々にお目にかかりまして現場の様子を拝見させていただきました。ありがとうございます。私自身、人権擁護委員の方々のお仕事についてこれまで知る機会がなくて、今回の行政事業レビューでこの実態を知ることができたことについては個人的にとっても良かったです。特に印象的だったのは、いじめなどで悩みを持たれているこどもたちからのお手紙の返信の内容について、細心の注意を払いながら文章を書かれているということについて、この活動によって救われているこどもたちがいるのではないかというような気持ちになったということです。あと、お目にかかった人権擁護委員の方々は、本当に活動に誇りを持たれて取り組んでおられると感じました。今、先ほど報告があったように、人権問題は非常に多様化して複雑化していますので、そうやって活動に誇りを持

って取り組んでおられる方々に関わっていただけることは、とても大切なことかなと思った次第です。

ここまでは私の感想ですけれども、その上で、ここは行政事業レビューの現場なので、効率性と有効性について検討する必要があると思っています。この活動によって救われる方々がいるということが本来のアウトカムかなと思っているんですけれども、これを計測するのは非常に難しいと思っています。だからこそ相談件数を増やすとか、そういう前の段階の、相談をしたい人たちのアクションをどうやって呼び起こすかというところが一種のアウトカムとして適切だということを考えると、相談件数も一つのアウトカムかなと考えて、こういう形で設定されているのかなと思っています。

一つ、目標設定について質問があります。例えば、配布資料の11ページに人権相談事件の取扱件数というのがあるんですけれども、こちらは過去5年間における最大実績以上とすると書かれています。なぜこのように設定されているのか、ここをちょっとお聞かせください。この数字、11ページのものは、目標値がどんどん下がっているんですね。どうしてこういうことになっているのかというのが一つ目の質問です。

二つ目の質問です。二つ目の質問は、論点1に関わります。要は効果的な啓発手法の実施についてですけれども、アウトカムとしては周知度が計測されているわけですが、啓発手法、たくさんやられていますが、どの方法が効果的だという感触はありますか。これが二つ目の質問です。

三つ目の質問です。三つ目は、10代の周知度が大きいということですが、逆に言うと、どうして年齢層の高い世代の周知度が低いのかと、そこについてどこに問題があるとお考えですか。これが三つ目です。

最後に四つ目です。マクロ的な周知の程度についてはデータを頂いているんですけれども、地域差があるのではないかと、もしくはないのかというのがちょっと分からないんですが、そこはいかがでしょうか。この周知については、恐らく地方自治体との連携がとても重要なと思います。インターネットで検索すると、いろいろ地方自治体がこの活動について周知されているんですけれども、その連携の程度がかなり温度差があると、ちょっとまずいなと思っているんですが、その程度が分かるような指標があると結構大事なかなと思っていますけれども、いかがでしょうか。

ちょっと多いですけれども、四つ質問です。以上です。

会計課長 ありがとうございます。今、上村委員から4点、御質問がありましたけれども、人権擁護局の方から御説明お願いできますか。

説明者（人権擁護局） お答えいたします。まず1点目、目標の設定で5年の最大値を取っているという点でございます。もちろん幾つという目標の設定ができればいいんですけれども、なかなか目標として、どの程度のものが適切なのかというところを設定するのが難しいというところがございます。そもそも人権相談の件数が増えることがいいのか、減ることがいいのかというところがありまして、人権啓発などによっては、今まで人権問題と思わなかったものが人権問題だと気付いてもらい、積極的に人権相談をしてもらうということを目指して啓発を行っております。そういう意味では、人権相談の件数は、増える方がいいのかというところがあるんですけれども、一方で人権相談の件数が増えるということは世の中の人権の状況というのが悪くなっているのではないかとといったところがございます。そういったところで、どういっ

た数値を取ったらいいのかというところはあるんですけども、長期のアウトカムでは、いろいろな相談の機関の中から当機関を選んでもらうことを目標に置き、その中で一番うちを選んでもらえるというところで、5年間のうちの最大というところを置かせていただいているというところですけども、この辺が先ほど申し上げた、増えた方がいいのか減った方がいいのか、どう評価したらいいのかというあたりも含めて、いつも悩みながら設定しているといったところでございます。

2点目が、いろいろな啓発手法がある中で、どの周知広報が適切かといったところでございました。いろいろな啓発手法をとっている中で、年に1回アンケート調査で、どの周知広報の方策を知っていますかといったようなアンケート調査を行っています。そういったものの中から、どういったものが一番効果的だったかといったところは見極めながら適宜見直しは行っているといったところでございます。

3点目、若い人の認知度、周知度が高かった一方で、年齢が高い人のツールの認知度が低いといったところがございます。これは、いろいろな人権啓発活動を行っているんですけども、特に人権擁護委員の活動で小学校、中学校を通じた活動というのをたくさん行っております。説明でもありましたとおり、SOSミニレターの配布というのは小学生、中学生、各種学校も含めて、その年代の方、全児童生徒にお配りをしています。小学校の間、中学校の間、9年間は必ずそのSOSミニレターを手にするという機会がある、それ以降の高校生以上ではそこまでの機会がないといったところもありましょうし、SOSミニレターの中には、SOSミニレターだけではなくてほかのツール、LINEであるとか、メールの相談であるとか、対面の相談であるとか、そういったところの周知もしておりますし、周知用カードみたいなもので手に持ってもらえるような取組もしております。

また、中学生であれば人権作文コンテストなどもやっておりますし、説明資料にもございましたとおり、令和6年度ですと73万6,513人の方に人権作文を書かせていただいています。恐らく夏休みの宿題とかで書かれる方が多いので、3年間のうち1回書いてもらうというような機会が多いのかなと思っていますけれども、そういった、単に周知活動をするだけではなくて、人権作文などを書いて具体的に人権について考えてもらって、作文を書く上ではかなり考えてもらわないと書けないですから、そういった人権について考えてアウトプットをしていくというような機会というのも、中学生というところではあるといったところでございます。そういった人権教室、SOSミニレター、人権の花運動、人権作文、そういった小学生、中学生では、より全児童生徒に向けた啓発活動というところが重点的に行われているというところがあって、相対的にその世代の認知度が高いということになっているんだと考えているところでございます。

4点目でございますけれども、そういった周知活動の地域差のようなものでございます。もちろんそういった地域の実情に応じて様々な啓発活動等を行っているので、地域差があるというところはあるんだと思います。やはり人権擁護委員はその地域の実情に応じて、地域に応じたいろいろな活動をしていくといったところがあるんですけども、一方やはり国の機関として法務省、法務局、地方法務局、その支局というところが全国一律のサービス、周知活動というところができるように、啓発活動であれば重点啓発の強調事項というところを毎年、今年度であれば18の項目というのを定めて、これについて啓発してくださいというようなことを全国的にやっているというところもあるので、全国一律にやるという国の機関の長所と、地域の

実情に応じてやっていく人権擁護委員の活動の長所というところが合わさって、地域の実情に応じて違いがあるのはありますけれども、やはり大きな方針としてというか、大きな周知の在り方としては全国一律に行うといったところを保っていこうとしているところでございます。

以上でございます。

上村委員 1点だけ。周知の程度は地域別にデータを取ることは可能ですか。

説明者（人権擁護局） 先ほど言ったアンケート調査においては、地域別、年齢別といったアンケート調査を取っております。

上村委員 分かりました。ありがとうございます。

会計課長 それでは続きまして、挙手順ですけれども、竹澤委員、よろしくお願いいたします。

竹澤委員 御説明ありがとうございます。私も事前勉強会に参加させていただきまして、人権擁護委員の皆様の活動をより理解することができましたし、また、人権擁護委員の皆様から直接お話を聞くことができまして、とても理解を深めることができたかと思っております。そういった御説明やお話の中で、この人権擁護委員の方というのは本当にラストワンマイルというか、悩みを抱えた方との大事な接点というところで、また、委員の皆様同士の強固なネットワークを中で維持されているというところで、非常に大切な組織、委員であるというふうに認識しております。

質問をさせていただきたいことが2点ございまして、一つは、今回御説明はなかったんですけれども、別途頂いた資料の中で、人権侵犯事件の新規開始件数というのが平成30年から令和元年にかけてかなり減っておりまして、またその後も令和2年にかけても減少しております。大体その後、その減少したところをやや下回るぐらいの件数で続いているかなというふうに認識しております。ここの御説明として、いろいろほかに同じような機能を提供されるところがあって、その活動が活発化しているというようにところも一つの要因ではないかというように御説明をいただいたんですけれども、その理解でよろしいのか、ほかに考えられる原因があるのかといったところを一つ、教えていただければと思います。

もう一つが、人権擁護委員の皆様の活動、非常に熱心に活動されていらっしゃる方がいらっしゃるという一方で、やはり個人差はあるのかなというふうに思っております。この事業での支出の大きな部分は活動費の弁償というところに充てられているというふうに理解しておりますけれども、その中でたしか平均的なお一人当たりでの活動費の弁償状況というのは御説明いただいたと思うんですけれども、一番多くお支払いされている方の金額と、一番少なくお支払いされている方の金額はどのくらいなのかというところを一つ、教えていただければと思います。

以上です。

会計課長 ありがとうございます。2点でございますけれども、人権擁護局の方から御説明をお願いいたします。

説明者（人権擁護局） ありがとうございます。お答えいたします。1点目の人権侵犯事件が近年減少しているといったところの原因でございます。原因は複数あると考えられるので、確たることは申し上げられないところではございますけれども、令和元年から令和2年に極端に下がったというところは、コロナ禍によって人権擁護委員の啓発活動が制限されて、一時的にその窓口周知の機会が減少したことによって、令和元年が1万5,420件だったのに対して令和2年が9,589件というところで、かなりどんと落ちたといったところがございます。

その後、コロナが5類となって、戻ってきたというところはあるんですけども、コロナ禍前までは戻り切っていないといったところは竹澤委員から御指摘があったとおりで、いろいろな原因はあると思うんですけども、他の専掌機関の相談というところが充実してきたといったところがあるんだと思います。

例えば、こどもについては24時間子供SOSダイヤルとか、児童相談所の児童虐待ダイヤル189とか、また、昨年4月に施行された困難女性支援法、女性支援新法ともいいますが、同法で女性相談支援センターというところができてきたといったところなど、様々そういった特定の人権課題の専掌機関の相談窓口が整備されて、それらの利用が進んでいるということが、人権相談件数の減少となっていると考えているところでございます。人権機関と同じような相談機関ができていうよりは、それぞれの専門的な、女性でいうと虐待だったら虐待ナビとかができていますし、性暴力・性加害みたいなものであればワンストップセンターみたいなものもできていますし、そういった幅広いものを扱うというよりは、特定の課題の専掌機関というところが増加してきていると思っております。

では、そういったところが増えてきて、人権擁護機関の相談が下がってきているというところで、その存在意義が低くなってきているのではないかとと言われると、やはりそういった悩んでいる方の悩みを取りこぼすことなく拾い上げるためには、様々な相談機関があって、その中から相談先を選択できることが重要だと考えております。また、他の機関においては特定の分野に特化して専門的知見に係る業務を行っているのに対し、人権擁護委員を含む法務省の人権擁護機関は未然防止の観点からの人権啓発、広く相談を受け、主訴を明確にして各機関へつなぐことがその役割とされております。悩みを抱える人が、その悩みが救済を受けられる人権問題だと気づき、相談に行くきっかけを与えることも人権啓発活動の目的の一つであって、啓発と相談を一体的に行う人権擁護委員の対応を充実することによって、潜在的な人権相談事案に係る被害者の救済が図られ、ひいては、各種の人権問題の解決につながると思っております。

特にお子さんなんかでは、自分が悩んでいることが人権問題なのか、救済を求めている問題なのかどうかといったところがなかなか分かりにくいというところがあります。そういったときに、特定の、虐待なら虐待、性加害なら性加害といった、問題に分けられているところで、ぼやとした悩みについて相談しようといったときに、その特定の課題の相談機関というのではなかなか相談に一步踏み出せないみたいなどころがあるので、そういったところで、やはり人権問題、どんな悩みでも苦しいこと、悩みがあったら相談してねという幅広い相談を受ける相談機関の意義というのは今もあるし、今後もあるというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の御質問ですけども、人権擁護委員の一人あたりに支給される実費弁償金の額といったところでございますけれども、多くの委員の先生は年間で10万円以下といったところでした、1万2,461人、全体の80%以上は年間でも10万円以下といったところでございます。一方で、10万円ごとで区切ったデータでは、手元にあるのが一番多くて120万から130万円の間の委員の方がお二人いらっしゃいます。一番多い120、130万円といったところというのは、法務局に来て相談の常駐だったり事務局の事務をやったりとかというところで、毎日のように来られている先生というのもおられます。多くの先生が月に2、3回という先生が多かったというふうに御説明させていただきましたけれども、そんな中で、やはり毎日のように来られている先生というのも一方でおられるというところで、そういった

ほとんどの先生が10万円以下といったところに対して、120万円以上といった先生もおられるといったところでございます。

以上でございます。

会計課長 よろしいでしょうか。では、続きまして佐藤委員からお願いいたします。

佐藤委員 御説明ありがとうございました。私も現地ヒアリング、いろいろと行かせていただきました。参考になりました。ありがとうございます。

人権擁護委員の間での連携について、まず御質問したいんですけども、それは、この種の案件というのは多分氷山の一角であって、ある種の相談事は多分、ほかの自治体やほかのところでも同じようなことがあるかもしれないというときに、例えば、異なる自治体の人権擁護委員の間でそういう情報連携というのはあるのかどうか、連合会があったと思いますけれども、そこがある種、情報の橋渡しみたいなことはされているのかという、どの程度の連携が横でつながっているのかなというのが一つと、先ほど御説明があったようにいろいろな専門機関ができてきているということなんですけれども、そちらとの連携はどうなっているのか。例えば、人権擁護委員の方が窓口になって、その専門のところ、それがセクハラであろうと何だろうと、虐待であろうと、そちらにつないだケースというのは一体どれくらいあるのか。あるいは、そういうのって定期的な連絡というのはお互いにできているのかどうかということについてが2点目です。

3点目なんですけれども、この間東京で話は伺ったので、東京の方々は恐らく人権擁護委員を確保するのは、東京は人口が多いですから、比較的何とかなるかもしれませんが、やはり地方に行くとなかなか人権擁護委員の方を確保するのって難しいと思うんですけれども、実態はどうも現場レベルで推薦が上がってきて、それを自治体の首長さんが追認というか、する形になっているようなんですが、後任探しが結構大変だと思うんですけれども、そういう地方の、特に人口減少のある地方において、ひょっとしたら今後、人権擁護委員の空白地域って出てくるのではないですかということ、その場合、例えばほかの自治体と連携してその空白を埋めるという、そういったことは考えられているのかどうか。特に人権擁護委員の場合、これからの持続性が問われるような気がするんですけれども、それについてはどのように対応されているのかということ。

それから、最後にもう一つだけ。法務省に常駐すると年間支払いが120万円でしたっけ、法務省に常駐されている方々というのは、これは特定の方々が常駐されると思っていいのか、あるいは基本的にはローテーションをかけていると思っていいのか、このあたりの、以上4点だと思いますけれども、よろしくお願いします。

説明者（人権擁護局） お答えいたします。まず、法務省の人権擁護機関の中でいろいろな相談がある中で、連携はしているのかといったところでございますけれども、相談があったものについて、人権侵犯の疑いがあるようなものについては、事件として法務局を通じて法務本省が対応しているというところもありますので、そういった各現場で受けた相談、人権侵害の申告といったところは、法務省を通じて各法務局なり各委員に情報共有をさせていただいているところでございます。

それから、現場でのほかの機関との連携といったところでございますけれども、近年、やはり地域における各関係機関との連携というところが重要となってきております。これまでも、例えばこどもの問題であれば要保護児童対策協議会、いわゆる要対協と呼ばれるところに人権

擁護委員が参画して、又は子ども・若者の協議会ですね、要対協であるとか子ども・若者の協議会といった、その協議会に参加して、大体そういった地域連携の会議というのは、代表者会議があって、実務者会議があって、あと個別ケース会議という３段階に分かれているんですけども、そういった代表者という幹部クラスのもの、実務者会議という実際に実務をやっている者の会議、それから個別の事案を扱う個別ケース会議といったところで連携を取りながら対応をとる。なかなかまだ事例は少ないといったところなので、今後ともそういった地域連携の活動というのを強めていきたいというふうに、かなり要対協とか子若協議会とか、要対協であれば全国約１，８００ぐらい協議会があると思うんですけども、そのうち９０％以上は人権擁護委員なり法務局なりが参加しているといったところになっていますので、参加はしています、会議には出ています、ただ、それが人権侵犯の救済にどこまでつながっているかといったところについては、まだまだ足りないと思っていますので、今後ともそういった連携を強めていきたいと思います。

また、補足資料の最後で御説明しました、文科省がやっている地域学校協働活動でありますとか、こども家庭庁がやっているこどもの居場所づくりの強化事業でありますとか、そういったところも、やはりその地域において、特に地域学校協働活動というのは学校を核とした地域づくりというところが目標として挙げられているので、その学校を核として地域の活動というのを活発にしていこうといったところの中に人権擁護委員が加わることによって、そういった地域の活動に参加している各機関との連携というのを強めていきたいというふうに考えております。そういった子若協議会、要対協といったような従来から取り組んでいるところ、それから地域学校協働活動、こどもの居場所づくりの事業、そういったところに今後更に取り組んでいくことによって、地域の各機関との連携というのを強めていきたい、それは地域の実情を一番知っている人権擁護委員の先生方に御活躍いただくというところが一番あるのかなというふうに思っております。

続いて３点目が、地方において人権擁護委員の確保が難しいのではないかと、後任者の選定が難しいのではないかと、空白地域が生じるところが今後あるのではないかとといったところがございます。実際、現在におきましては令和７年１月１日現在で人権擁護委員の定員、予算定数ですけども、その９７％が任命されていて、制度の維持に支障が生じるなどの問題は現時点では生じていないと考えております。一方で、やはり人権擁護委員というのは地方自治体に推薦していただいて法務大臣が委嘱するといった手続の流れをとっているんですけども、その人権擁護委員の推薦に苦慮している自治体が増えてきているというのは確かだと思っております。これに対しては、法務局におきましても弁護士会、司法書士会等の団体に対して人権擁護委員候補者の適任者に関する情報について提供するよう協力を依頼し、また市町村の推薦事務担当者から人権擁護委員候補者の選任に関する課題等について聞き取りを行うなど、人権擁護委員に適した人材の確保について、市町村に任せ切りにするのではなくて、法務局と共に取り組んでいくことによって、今後とも市町村の推薦によって委嘱ができるようにしていきたいと思っております。

ただ、それだけでうまくいくのかどうかといったところがあります。この人権擁護委員制度、持続可能なのかといったところのお話として、現状の人権擁護委員の属性を見ますと、その半数以上が既に仕事を終えた無職というか、今は仕事をされていない方となっております。一方で、近年は定年延長等によって、元気で働けるうちは年齢にかかわらず働くという方も増

えてきているということがあるかと思います。なので、仕事をしながらでも無理なく人権擁護委員が務められるような運用等の見直しも必要ではないか、現役世代、仕事をしながらでも人権擁護委員を務めていただける方というところを今後とも増やしていかなければいけないのではないかと考えています。

具体的には今後、委員組織体とも協議して検討していきたいと考えておりますけれども、例えば、委員定数というのは市町村ごとに定められていますけれども、士業団体等、法務局から働きかけて情報提供いただくというような話を先ほどさせていただきましたけれども、そういった適任者の情報提供があった場合でも、市区町村ごとの委員の空き状況と団体から推薦いただくところの状況が合わないところもあるので、人権擁護委員の定数というのは市町村ごとを基礎とするというところは今後変わらないと思いますけれども、一方で、委員の活動の単位である全国314の協議体単位で柔軟に運用をするというところも考えられるのではないかと考えております。

また、人権擁護委員の活動の効率化、省力化を図るため、例えば会議のリモート化であったり研修のリモート化、オンデマンド化、今でも一部会議をリモート化したり、研修をオンデマンド化、リモート化したりしておりますけれども、やはり、特に離島の委員の先生方等はそういった移動という負担を重く感じるというところがあるので、そういったところを更に推進して負担を軽減していくこととか、会議の回数等の運用の見直しだとか、又は委員の委嘱事務などの事務について、人権擁護委員でなくてもできるものについて人権擁護委員以外が実施するといったところも考えられることだと思います。ちょっと思いつきのように話してしまいましたが、そういった、働きながらでも人権擁護委員ができるように省力化、効率化を図ることによって、現役世代の人権擁護委員を増やしていくということが持続可能な制度にしていくに当たって必要だと思いますので、今後検討していく課題かなというふうに考えているところでございます。

続いて4点目が、常駐している人権擁護委員の方というところがローテーションになっているかといったところでございますけれども、相談を受けるといったところは当番で、ほとんどの委員の方が1日当番で、交代でやっているというところもありますけれども、事務局事務、特に会議の資料を作るだとか、実費弁償金の支払い手続だとか、委員の委嘱の資料を整えるだとか、そういった事務局の事務をやっている先生というのはある程度、特定の先生に集中しているといったところがございますので、そういった意味もありまして、月2、3回活動されているほとんどの先生と、事務局に多く来られている特定の先生とといったところで随分活動が分かれているといったところはございます。

回答は以上でございます。

佐藤委員 御丁寧にありがとうございます。時間も限られているので、所感になってしまいますけれども、やはりこれは昭和23年にできた制度なんですよ。だから想像するに、当時は多分地元の名士の方がいて、その名士の方がまさに人権擁護を率先して、日本国憲法で規定された人権、基本的人権について普及・啓発をしていくという役割を担っていたと思いますが、今はもう令和でありますし、各種専門のいろいろな機関ができていくということ、それから、学校教育の話をよくされますけれども、今はもちろん学校でのいじめも問題ですけれども、職場でのハラスメントというのものもあるわけなので、ちょっと問題が多様化してきているというところに追いついていないような気がするということ、どう見ても昭和の体制なので、やはり

令和の時代に体制が追いついていないのではないかなというのが一つの所感です。

とはいっても、あるものを活用しようというのは悪い話ではないと思うので、であれば、ちょっと新しい役割を求めてもいいのかなと。例えば、ワンストップというのがやはり必要で、いろいろな各専門につなげていくという役割に特化していくであるとか、あるいはニッチみたいに、各専門のどれにも落ちない、当てはまらないところに特に重点化していくであるとか、やはり問題をちょっと、体制というか取組の内容を見直す時期が来ているのではないのでしょうかというのが所感と、あと、申し訳ないですけども事務局の各種手続、委嘱も含めて手続というのは、本来法務局の仕事であったとすれば嘱託か何かでやった方がいいのではないかと、相談員も含めて、実は法務局の業務を補完しているのであれば、人権擁護委員という形ではなくても、恐らく法務省の嘱託とかそういった形で対応する方が本来筋がいいのではないかと気がしましたということと、あと、場合によっては今後は公募ということも考えていかないと、なかなか有為な人間を集めるということは、特に在職している方々をターゲットにということであれば、やはり公募という考え方もしていかなないと、ちょっと厳しいのかなと思いました。

以上です。

会計課長 ありがとうございます。では、続いて大屋委員からお願いいたします。

大屋委員 慶應義塾の大屋でございます。御説明ありがとうございます。大きく2点と、コメントが一つございます。

一つ目は、今の佐藤先生の問題意識とも重なるところはあるのですが、やはり制度の組立て自体が、地元の名士がおられると、それは退職公務員、退職教員というのは今も続いているのかもしれませんが、それだけではなくて名望家の方々ですね、そういう方がいることを前提に作られているところがあるという気がする。この制度自体の充足率については、先ほど97%と御回答いただいておって、決して悪い状況ではないと思うのですけれども、政府全体で見ると、法務省さんの保護司さん、それから、都道府県管轄ですけれども民生委員など、やはり同じように地域のボランティアに頼っている職種というのがそれなりにあると。御説明の中でも指摘されていたとおり地域社会自体が弱体化してきているところで、そういう地域に基礎を置いたボランティアの供給層自体が弱まってきていることを考えると、これらの制度がばらばらに存在してそれぞれ人集めをしているという状況で、それを維持するのは非常に厳しいのではないかと印象があるわけです。この点についてどういう認識を持たれているかということと、対策などを打たれているようであれば、その点についてもお聞かせいただきたいというのが第1点です。

第2点は、こどもの人権擁護の問題、いじめなどもあって、それは非常に深刻であり、ここに熱意を持って取り組むという方針については私も大変よいと思うのですけれども、他方で、それは例えば文部科学省さんも問題意識を持っておられて、スクールカウンセラーの配備等の形で対応しようとしていると。あるいは、そもそもいじめ等の問題に対応する第一義的な責任はもちろん学校の先生方にあるわけですね。それらの方々の活動領域とやや重複する面もあるだろうと思うのですけれども、その中で人権擁護委員の方々の取組の有為な点というか、どういうところに力点を置いて、どれを最も重要な責務として引き受けるということを考えておられるのかという点について御説明いただきたいというのが第2点です。

もう1個はコメントにとどまりますが、レビューシートを拝見していて、人権啓発活動の部分について実施回数、これが5年間で最大となっていましたけれども、短期アウトカム指標と

して入っているわけですが、これは行政側の実施実績の話なので、アウトプットにとどまるのではないかという印象は持ちます。ただ、長期アウトカム指標として、どのぐらい知られていますかというアンケート結果が設定されていますし、このロジックモデルを埋めるためだけに何か社会調査をやって短期の認知度を測りますというのも非常に無駄が多いことですので、何か既存の統計等で使えそうなものがあつたら、それを使ってこの短期アウトカム指標を適切に設定するといいと思いますということです。改めて金をかけて調べるようなものではないと思いますので、見当たらないようであれば、これは短期アウトカムは空白とされたらいかがかという内容でございます。

以上です。

会計課長 ありがとうございます。人権擁護局から御説明をお願いいたします。

説明者（人権擁護局） ありがとうございます、お答えいたします。1点目の地域の名望家、名士のような方々に支えられてきたような制度、国が関係するものとして行政相談委員、民生委員、児童委員、保護司などがあると承知しております。こういったところは人権擁護委員と同様に、その地域の実情を通じて、地域の信望を得ている者によって支えられてきた制度ではございますけれども、いずれの制度も適格者の人選というところに苦慮している実情にあるということを承知しております。

このため、これらの制度を所管する各省、行政相談委員であれば総務省、民生委員、児童委員であれば厚生労働省、人権擁護委員と保護司は法務省が所管しておりますけれども、その3省で連携して人材情報等の情報連携を更に強化していきましようとお互いそういった人材探しというところに苦労しているので、そういった人材情報というものの情報連携というのを強化していくといったこととともに、さらに、こういうのになってくれるという人に興味を持ってもらって、なっただく、志望していただくといったことのために、これらの制度をよく知ってもらう周知の活動ということを検討しております、この3省共同でシンポジウムを開催してはどうかといったところも現在検討しているところでございます。

先ほど申し上げたとおり、こういった制度を知ってもらって、これらになっただく方の掘り起こしをしていくといった活動、PRして掘り起こしていくといった活動も一つあると思いますし、あとは、先ほど申し上げた現役世代の委員というのを増やしていくといったことも検討していかなければならないと思っております。そういったところで持続可能な制度といったところを目指していきたいと思っております。

2点目、学校においてはスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーなど、学校の相談というところが中心になるといったところだとは思いますが、もちろんお子さんの悩みの相談に応じるというのは、まず学校の先生であつたり、そういった学校に派遣されているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといったような方が相談に乗る場合が多いと思います。

一方で、法務局に相談をしに来ていただけるといったところは、なかなかほかに相談がしにくい、先生と学校から派遣されているスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーもそうですけれども、学校側に相談しにくいとか、親に相談しにくいとか、親にも学校にも相談しにくいんだけど、ほかに相談するところはないかといったところで相談をいただく場合が多いところがあります。虐待の場面では親には相談しにくいでしょうし、いじめとか体罰とかの問題で先生に相談してもなかなか対応してもらえなかったときに、学校側に相談はなかな

かしづらいといったところはあるんだと思っています。そういったときに、悩んでいる子の悩みをお聞きして、法務省の人権擁護機関の一番の強みというのは、啓発と相談と調査・救済活動、三つの活動を一体として行っているというところがございます。相談を受けるだけではなくて、その相談が人権侵犯の疑いがあるときには、学校の安全配慮義務違反がないかどうかといったところで学校に対して調査を行い、啓発を行ったり説示を行ったりといったこともすることもできるといった、単に相談として終わるのではなくて、調査・救済活動というところまで一体として取り組めるといったところが長所だと思っています。先ほども申し上げた、長所の一つとしては、各個別の専門的な相談ではなくて、人権という、悩みがあったら何でも相談してという広い相談を受けているというところが一つと、啓発活動、相談、調査・救済という活動を一体として行っているといったところが法務省の人権擁護機関の長所だと考えているところでございます。

以上でございます。

会計課長 ありがとうございます。では、続きまして、お待たせしましたけれども、堀川委員、お願いいたします。

堀川委員 どうも御説明ありがとうございます。御説明から、様々に検討されていて、大変よく考えて事業を進めておられるなと感心いたしました。そこで、私からですが、ある意味、同じ方向にあると思います。更にそれをどう進めるかという御提案をさせていただきたいと思っています。

今回の行政事業レビューを通じて、私は、改めて人権擁護委員制度の本質的な意義と今後の可能性を再認識いたしました。昭和23年に制度が創設されて以来、現在では約1万4,000名の方々がボランティアで全国各地で活動を継続されているという事実は、私的にはすごいなと、さらに、こういう制度が組織として今も続いていることに、やはり深い敬意を表するものであります。この制度の、では最大の強みというのは何なんだろうと。既に御説明と同じ方向かと思うんですが、人数の多さはさることながら、地域に根差した顔の見える関係性をいかして、日常的な接点の中で困りごとに気付き、自然に寄り添う活動が可能になるという点かなと。こうした気付きの力こそが人権擁護委員制度のきつと根幹をなす要素であるなど。今後の制度運用の中でも、この力をどういかしていくかが大きな鍵になると考えました。

先ほどから説明がありましたように、既に人権相談の窓口というのは国も自治体も様々に整備されていていっています。でも、まずは相談してもらって雰囲気はどう作るかが、その出発が始まらないとそれらの窓口は機能しないんですね。きっと多くの困っている方というのはその一歩が、0.1歩も進めない状態にある方が相当おられると思うんです。これはもう個人の世界なので、非常に行政上、そこをウォッチするとか、来ていただくというのは難しいんですけど、そこで私が、考えたのが、文科省がやっているいろいろな事業とのタイアップだなと思ったんですが、既に資料に法務省さんが今年度からこども食堂、放課後教室、居場所カフェなどの地域拠点へ積極的に人権擁護委員の方に行っていただこうと、まさに地域に根差して、ふと、何か悩んでいるんだけど、聞いてみたいなと思ったらそこにいてくれるという、そういう方向にこの制度を舵取りを切られたというのは、まさに私の考えと同じで、私的にはすごく高く評価いたします。

そこで、1点確認です。今回、法務省さんが進めようとしているこども食堂、放課後教室、居場所カフェなどの地域の拠点、様々に苦勞されてボランティアでやっているNPOとかのお

られるところに出向いていって共に取り組んでいこうと、こういう活動は、既に地域で実際に進めている先進事例を法務省さんとしても把握されているのかどうかを、まず確認させてください。まず、この質問をお願いします。

会計課長 お願いいたします。人権擁護局。

説明者（人権擁護局） 一部の法務局、地方法務局において先行的に取り組んでいるといったところを個別に聞いたりしているんですけども、どのぐらいやっているかといったところを網羅的に本省として把握しているものではございません、今後、取組を始めていきたいというふうに考えているところでございます。

堀川委員 ありがとうございます。できれば、このような新たな試みを今後、法務省さんが効果的に全国展開していくのであれば、既にそういった先行事例があるのであれば、というか、見つけていただければ、1万4,000名の方がやっているわけですから、数は力なりと言いますけれども、きっと様々な苦労をしながらその垣根を越えて、そういうNPOと近づいていると思うんですよね。まさに、どう垣根を越えていったのかというのも非常に参考になるわけだから、こういう先進事例を丁寧に把握して、やはりそれに基づく戦略を今後考えた上で横展開に進めていただければなというのが、まず私の意見です。

更に加えて、やはり行政事業レビューですので、EBPMの観点から捉えると、最も重要なのは気付きのきっかけですよね。そのときに、軽いのも重いのもあると思うんですけれども、その軽い重いにかかわらず相談してもらおうということが重要なので、その相談してもらったものをどう対応するか、そして、先ほどから委員の方々からも質問があったように、関係機関とどう連携していくのか、最終的には、問題だったようなものがあれば、それをどう解決したのかといった、そのロジックモデルをぜひ構築して進めていただきたい。

具体的なその指標としては、接触機会の数ですよね。繰り返しになりますけれども、気付きですから。軽いとか重いとかではないと、本人は重いんですから、みんな。その件数がどのくらいあったのか、それに対してどう対応された、何件対応し、どう連携先につなげていったのかという、そういうKPIを設定することで、やはりこの事業、政策効果を可視化して、更に言うと改善のサイクルを実現していただきたいんですけれども、ここまでで何か、どうでしょうか。

説明者（人権擁護局） 御指摘ありがとうございます。こども食堂とか放課後教室、これらの人権擁護委員の派遣の活動については、準備の整ったところから順次実施することを想定しておりまして、実施した事例の活動内容等について情報を収集して、他の地域の参考となるように優良事例等の展開をすることで効率的、効果的に本取組を広げていくことを検討しておりますので、先生の御指摘いただいたような取組をしていきたいと考えております。

それから、EBPMの観点からというところでございますけれども、人権啓発活動におきましては、意識しているところの一つとして、どれだけ認知していただくのかといったところ、どれだけ接触するのかといったところもあるんですけれども、そこからどれだけ興味関心を持ってもらうのか、広告業界という伝統的というか、ちょっと古いのかもしれないんですけれども、マーケティングファネルという漏斗の形のように段々少なくなる、認知があって、興味関心を得てもらって、行動変容に至るというようなところで、途中でどれだけ離脱が起きないようにしていくか、みたいなところを検討して啓発活動を行っていくというところでございます。

接触という最初の認知を得るところでは、たくさんの人に見てもらおうといったところが必要

なんですけれども、その認知をした人に興味関心というところに移っていく段階でどれだけ離脱せずに来てもらうかといった、認知のところでは基本的には短いバナー広告であるとか、短い動画であるとか、そういった短いもので、まず興味を持ってもらって、そこで見てもらったものに対して、ランディングページの先のリンク先で少し長いものを見てもらう、更に関心を持ってもらって、最終的にはシンポジウムなど、当事者の話を聞いてもらうようなところに来ていただいて、御自身の行動変容に至ってもらうというような流れというところを、人権啓発では特に意識をしているというところではございますけれども、そういったそれぞれの認知であるとか、興味関心であるとか、行動変容とか、それぞれで何が効果的なのか、何が次の段階に至るときに離脱が少ないのかといったようなところについては、意識しながら取り組んでいきたいと思っております。

あともう1点、先生が冒頭に言っておられた1万4,000人というところが、数ではないといったところは、まさにそのとおりだと思っております、人権擁護委員というのはボランティアとしての労働力が欲しくて各自治体に推薦してもらっているのではなくて、やはりそれぞれの自治体に、国の人権擁護活動の知識、経験を得た人にいてもらうというところが重要なんだと思っております。推薦がなかなか難しい自治体の中には、小さい自治体ほどなかなかそういうところに苦慮しているところが多いんですけれども、特に島しょ部みたいなところですね、実際に空白の自治体というところも一時的には生じているところではあります。その島に他から派遣して人権啓発を行うのと、その島の住民、例えば今空白になっている離島で、昨年の10月の時点で161人の村民の方がおられるところがありますけれども、そういうところでその村民の方が人権擁護委員になっていただいて、その方が国の人権擁護の知識、経験を経て人権啓発をしていただいたり、相談を受けていただくのと、法務局から年に1回そういった外からやってきて人権啓発をするのと、というところの効果というのは随分違うものだと思います。

なので、単なる1万4,000人という数とか、ボランティアとしての労働力というところではなくて、地域に根差して各自治体に人権擁護委員が存在していること、国の人権擁護活動の知識、経験を得た人が存在しているということ自体が人権擁護制度の最も重要なところではないかと考えているところでございます。

失礼いたしました。以上でございます。

堀川委員 大変本質的なお話を伺いまして、ただ、私のちょっと表現が、先行事例と言ってしまったので、これから事業を実施する中で優良事例を作って、それを横展開するという意味合いで、きつととられたのかなと思ったんですが、言い方がきつと、先進事例でしょうね。1万4,000名の方々が地域に根差してきて、きつと法務省さんが今考えてしようとしている。それが実際に現場ではきつとあるんだろうなと。そういう先進事例がきつとあるのではないかなと。そこでそういう前提に立ったときに、これは制度的な、体制的な話になりますけれども、この制度がこれほど長く継続できた背景には、時代ごとに、これからも続くから、今もその一つの時代になる時代がきつと来るんでしょうけれども、現場で創意工夫を重ねてこられた多くの人権擁護委員さんの存在があったと思うんですよ。トップダウンでの設計はもちろん行政上、一定程度必要ですけれども、それ以上に現場の実践から学んで、優良な取組を丁寧に整理し、体系化し、再現可能な実践モデルとして全国的に展開していくことが、制度の更なる持続可能性と実効性の確保につながると私は考えています。現場で日々工夫を重ねておられる委員の皆

さんの知見が丁寧に政策にいかされるよう、今後も引き続き真摯に耳を傾けていただいて、制度運用と政策形成を進めていただきたいと思います。

これをもうちょっと平たく言いますと、私は仕事柄いろいろな組織を見てきました。トップダウンの組織もありますし、ボトムアップの組織もあるんですけれども、これはその政策にどちらがマッチしているのかが必ずありまして、一方的にどちらかという話ではないんですけれども、どちらに重きがあるのか。それが違っていると、あまりうまくいかないんですよ。ただ、組織の風土というのはなかなか一朝一夕では変えられない。ただ、本件事業は、同じ認識に立っていると思うんですけれども、やはり志を持った1万4,000名の方が日々現場で努力されているということであれば、やはりボトムアップに重視した組織体制が重要なんだろうと。

その意味では、法務省さんの的には、既にそうなっているかもしれませんが、現場に近い地方部局、この人権擁護委員制度においては、やはり地方部局の声が上がしやすいような、権限を高めるようなことがきっとポイントだと思います。これは組織的には案外、重要になると思うので、既にそうならいいですけども、なっていなければ、引き続きそう意識していただければというのが最後の私の意見です。

以上です。

説明者（人権擁護局） ありがとうございます。ボトムアップが重要というところは、こちらとしても大変認識しているところであり、そういったところを今後とも取り組んでいきたいと思えます。先生から御指摘いただいた先進事例といったところについて、今のところは各法務局から報告をもらっているところではないですけども、これから報告をもらうに当たりましては、先生から御指摘のありました、これから取り組むものだけでなく、これまで取り組んでいたものの事例も含めて収集をして、その中から優良事例というところを展開していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

堀川委員 どうもありがとうございました。

会計課長 時間の関係がございまして、1点だけお伝えをさせていただければと思います。

このまま続いて坂井委員からの御質問を頂くのですけれども、審議をしながらで結構でございますので、お手元の端末上のコメントシートへの御記入をお願いいたします。御記入が終わりましたら、事務局宛にメール送信をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

すみません、それではお待たせいたしました、坂井委員、よろしくお願いいたします。

坂井委員 坂井です。今お話がありました堀川先生の御意見とちょっと重複してしまうような質問になって大変恐縮なのですけれども、私も現地の方のヒアリングにお伺いさせていただいて、人権擁護委員の方々のお話を聞かせていただいて、皆さん非常に誇りを持って、かつ、いろいろな経験をされて、活動に従事されているなというふうに思っております。この活動をよりよくするためには、やはり人権擁護委員の方々の声というのをこの活動に反映していくことが非常に重要ではないのかなというふうに思っています、そこで質問が、今現在そういった人権擁護委員の方々の声を吸い上げるような仕組みがあるのか、ないのかという話と、もし仕組みがあるようでしたら、どんなような声が上がっているのかという、場合によっては人手が足りないとか、なかなか相談に対して、地域によっては十分タイムリーに回答できないとか、そういった人権擁護委員の方々の苦勞、そういった困難なんかも含めて意見を吸い上げること

によって、その足りないところについては新たな施策を考えると、非常に有益な活動につながるのではないかなというふうに思っております、まず声を吸い上げるような仕組みがあるのかどうかといったところを知りたいというのが一つです。

あともう一つは、また系統が変わってしまうんですけれども、今、社会関係が非常に変わっている中で、今回SNSを使った相談、LINEで相談を聞くというようなことも昨年度から開始されているかというふうに認識しておりますけれども、この啓発活動だったり相談活動を行う中で、このインターネットの利用を促進しているような中で、何かインターネット特有の、インターネットですと、例えば何かホームページを作ったり、それとページビューとか、なかなか紙を配った場合ですと、誰がその紙を見ているのかというのは測定できないと思うんですけれども、インターネットはかなり効果測定がしやすいツールなのかなというふうに思っております、そういったインターネット特有の広報活動だったり周知活動であったりとか相談活動をやられている中で、インターネット特有の何かそういった効果測定をされている、ないし、把握されているような、活動に参考にされているような指標なんかがあれば、教えていただければなというふうに思っております。

私からの質問は以上2点になります。よろしくお願いいたします。

説明者（人権擁護局） ありがとうございます、お答えいたします。1点目の人権擁護委員の意見を吸い上げるような仕組みというところでございますけれども、法務省の組織と人権擁護委員の組織体というところは、本日の補足資料の1ページ目で御説明したとおり、各段階、本省と全国の組織、法務局とブロックの組織、地方法務局と都道府県の組織、支局と協議会の組織といった各段階で協議しながら進めていくといったところになっています。限られた予算の中で効果的かつ効率的な人権擁護活動を実施していくために、そういった法務局、地方法務局と、人権擁護委員の組織体との間で協議しながら、例えば今年度の事業について何をやるかといった事業計画とか、重点的に取り組む事項について協議、調整する場を設けながら進めているといったところでございます。そういった協議調整の時期については、主として事業計画の策定が多いというところで、年度末から年度当初にかけて実施している例が多いほか、必要に応じて随時協議を行ったり、委員組織体の会議等の場を活用するなどして実施しております。時期時期でそういった、各段階で協議しながら進めているといったところでございます。

最近では、例えば、小学校を中心に人権教室をやっているんですけれども、もっと中学校とか高校とか高専での実施をした方がいいのではないかと、社会福祉機関とか民生・児童委員と連携した啓発活動の実施をした方がいいのではないかとといったような意見も頂いて、そういったことにも取り組んでいると、委員側からの意見を取り込んで実際の実施計画の中に盛り込んでいくといったようなこともやっているところでございます。

2点目のインターネット広告についての効果測定の話でございます。インターネット広告自体について、バナー広告であったり動画の広告であったり、そういった全国一斉に一律にやるものについては、地域に密着した人権擁護委員の活動ということではなくて、法務本省の方で委託などをして、法務省として、今回の行政事業レビューの対象事業である人権擁護委員の活動の15億円のところではない、本省の活動として実施しているものでございます。

その効果検証については、例えばインターネット広告については、クリック数とかクリック率などを集計して、どんなバナー広告とか動画とかのクリック数とかクリック率などが高かったかといったことを把握したりしておりますし、また、広告と、ランディングページという広

告をクリックした先のページについて、せっかくバナー広告でこの画像を見て興味を持ってクリックしたにもかかわらず、行った先がよく、行政機関だと、見た画像と行った先のページの一貫性がなかったりして、離脱率を上げてしまうというところがあるんですけれども、なるべく、やはり最初に見た広告のところと次に行ったところのランディングページのところに一貫性を持たせて離脱率を下げていく、直帰率を下げていくといったところが、そういった滞在時間を長くして、より読んでもらう、直帰率を下げて、ほかのページにも行ってもらうといったところを検討して、そのクリック率の高いキーワードなどとランディングページの一貫性というところを分析しているなどをしているところでございます。

以上でございます。

会計課長 いかがでしょうか。

坂井委員 ありがとうございます。1点目の方ですと、私は民間の企業にいるんですけれども、民間の企業だと、コンテストではないですけれども、その1年間でいい取組をした従業員とかからどんな取組をしたかというのを募集して、その中で一番いい取組をした人を表彰するというような仕組みがあったりとか、直接、クレームも含めて、何か投稿を集めて、それに対して対応するみたいな制度なんかも作っている会社も多いのではないのかなというふうに思っています。もしそんなようなことを御参考いただければなと思いました。

すみません、御回答いただいてありがとうございました。

会計課長 ありがとうございます。

それでは、今、坂井委員から御指摘いただきまして、これで一巡をしておりますけれども、ほかに御質問等あれば、よろしくお願いいたします。

では、上村委員、お願いいたします。

上村委員 では、簡単に。匿名性の確保がとても重要だということを現地ヒアリングで思ったんですけれども、ICTを使うとしても、プライバシー情報が漏れるということを気にされる方もおられるような気がするんですけれども、そのプライバシー情報を保護しつつ、ICTとか、例えばAIとかを使うとかいった、そういう工夫はされていますか。

会計課長 人権擁護局、お願いいたします。

説明者（人権擁護局） 相談については匿名で受けるといったところにしておりまして、例えば、LINEを活用して相談を受けるといったところについても、LINEはあくまで入口で入ってきてもらうだけで、実際の相談内容のやり取りはLINE上では行わないという、チャットの方式ではなっているんですけれども、LINEの仕組みではなくて、きちんと入口だけ使わせていただくというようなところなど、メールにしてもチャット相談にしても、そういったプライバシー情報が漏れないようにといったようなセキュリティの確保というところは努めているところでございます。

上村委員 ありがとうございます。あと、今後、地方自治体、だんだん人口が少なくなってくるところだとか、小さなコミュニティになるほど、その地域の人権擁護委員の方に相談することが難しくなってくるかもしれないとは思ってしまっていて、そのあたりは、例えば近隣の地方自治体の人権擁護委員にも相談ができるとか、そういうような広域的な対応というのはどのように考えておられますか。

説明者（人権擁護局） もちろん各自治体で推薦してもらって人権擁護委員を委嘱しているというところはありますけれども、特にその人にしか相談できないということではございませ

ん。先ほど申し上げた、一部の小さい離島のところでは空白地域というか、一時的に、1年とかですけれども、委嘱がされていないといったところもございますけれども、そういったところもほかでカバーしているといったところがございます。先ほど申し上げたとおり、人権擁護委員の活動は基本的には全国300の協議会、支局単位を置かれているところの単位で大体活動していることが多いというところがありますので、小さな自治体で活動しきれない部分というところは、ほかの自治体の職員、同じ協議会の中の職員と一緒に活動しているということだと思っております。

上村委員 ありがとうございます。

会計課長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

もし御質問等がこれ以上ないようでしたら、質疑を一度終了いたしまして、竹澤委員に、今、取りまとめのコメント案を作成いただくプロセスに入っておりますので、インターネット中継の方を一時中断しておきたいと思っておりますけれども、質疑は特によろしゅうございますか。

それでは、インターネット中継を一時中断いたしますので、しばらくお待ちください。

会計課長 それでは、審議を再開いたします。

それでは、竹澤委員から取りまとめコメント案を御提示いただき、その上で、委員の皆様でコメントの最終調整をお願いしたいと思います。

それでは竹澤委員、よろしくお願い申し上げます。

竹澤委員 ありがとうございます。まず、取りまとめコメント案の御提示に先立って、代表的なコメントの御紹介をさせていただきたいと思っております。

いずれの委員の方も、基本的には今の人権擁護委員の役割というところを踏まえて、この強みをいかして今後も継続していくべきという御意見かと理解いたしました。特にこの仕組みの強みというところとして、現場に根差した、地域に根差した顔の見える関係性というところ、人数の多さにとどまらず、こういった地域の中に根を張った仕組みというところについての強みというところをよりよくいかしていくべきと、トップダウンの制度設計に加えて、現場から生まれた優良な取組を積極的に整理、体系化し、再現可能な実践モデルとして展開していくことが不可欠だと、こういった御意見がございました。

またその一方で、やはり今後、地域社会が弱体している状況といったようなところも踏まえまして、人権擁護委員、保護司、民生委員など、ほかの地域のボランティアに頼る制度が重畳していることで、更に限られた人的資源を疲弊させているという実態もあるのではないかといいところ、それから、今の昭和23年に設計されたこの制度のもともとの状況から現在に至るまでの社会の変化といったようなところを踏まえまして、制度の見直しといったところが必要になってきているのではないかといいところの御意見もございました。

例えば、パワハラなど職場での人権侵害が問題になる中で、勤労世代へのアプローチといったところも重要ではないかというところ、それから、そういったところによりよくアプローチしていくために、人権擁護委員の在り方そのものを見直す時期が来ているのではないかと、各種相談窓口や専門機関への橋渡しをするワンストップ化や、ほかの専門機関では対応できない分野への特化など、そういった活動の見直しといったようなところをしていくことが必要ではないかといった御意見がございました。

もう一つ、アウトカム、KPIといったところに対しての御指摘もございました。例えば、

人権啓発活動回数といったようなものがアウトカムとして設定されているけれども、これはアウトプット指標という位置づけが適切ではないかといったようなところでしたり、ほかにEBPMという観点からKPIの設定といったようなところについては、ロジックモデルの構築、接点数、対応係数、連携先数など、こういったところのKPIの設定と可視化を通じた効果検証と改善の仕組みといったものが極めて重要ではないかといったような点の御指摘がございました。

また、地域差といったようなところが出てこないようにという、ここの創意工夫といったものが必要ではないかと、こういったところが概評的な御意見かと理解しております。

こういった御意見を踏まえまして、取りまとめコメント案といたしましては、まず、人権擁護委員活動は独自の強みを持つ貴重なネットワークであり、今後もその強みを生かした運営を継続していくべきものとする。一方で、人権問題の複雑化や地域社会の変化などを踏まえ、今後のサステナビリティ維持のために一定の見直しが必要と考える。人権擁護委員の強みをいかし、地域での活動を目的とする他の組織などとの役割分担、統合、連携や、人権擁護委員の声を吸い上げ、ボトムアップで現場の悩みや創意工夫を制度の改善に役立てていくことなどを御検討いただきたい。また、活動の効果をよりよく測定し、より効果的な活動につなげていくために、KPIの見直しも併せて御検討いただきたい。

以上となります。こちらの取りまとめコメント案に関しまして、御意見がございましたらお願いいたします。

大丈夫でしょうか。特に御意見がないようでしたら、先ほどの取りまとめコメント案を本事業のコメントとして御提示させていただきたいと思っております。

事業所管部局におかれましては、本結果を活用していただきますように、よろしくお願いいたします。

会計課長 竹澤委員、どうもありがとうございました。ただいまの取りまとめコメントを踏まえまして、人権擁護局において事業の見直し、それから概算要求の反映について、しっかりと検討を進めていただければと思います。

それでは、若干時間を超過いたしましたけれども、以上をもちまして本日予定をしております人権擁護委員活動の実施事業の審議は終了といたします。

これをもちまして令和7年度法務省行政事業レビュー公開プロセスを閉会させていただきたいと思っております。本日、長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

以 上